

乙第3号議案

東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例（第1条・第2条）

第2章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例（第3条・第4条）

附則

第1章 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例

第2条中「に限る」の次に「。第4条において同じ」を、「交通の取締りの作業」の次に「（第4条において「交通取締作業」という。）」を、「警らの作業」の次に「（第4条において「警ら作業」という。）」を加え、同条の次に次の1章を加える。

第2章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例

（原子力緊急事態関連作業手当）

第3条 原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において人事委員会規則で定める作業に従事したときは、特殊勤務手当として原子力緊急事態関連作業手当を支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1日につき2万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

(交通取締等手当及び警ら作業手当の額の特例)

第4条 特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。))に対処するため、職員が交通取締作業又は警ら作業に引き続き5日以上従事した場合における手当の額は、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第4条第2項又は第29条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額にそれぞれ1日につき840円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

著しく異常かつ激甚な非常災害等が発生した場合において、東日本大震災に対処するための業務に従事した場合に特例的に支給する特殊勤務手当と同様の手当を支給できるようにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。